

地理空間情報の活用推進に関する行動計画
(G 空間行動プラン)

地理空間情報活用推進会議
平成 22 年9月

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策							
1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化							
(政府が一体となった施策の推進とその体制整備)							
1	1章1(1)	戦略的体制及び運営のあり方の検討	国の関係部局や地方公共団体、民間事業者からのヒアリング等を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を進める。	地理空間情報活用推進会議(以下「推進会議」という。)	現状や課題についての調査を進める。		
2	1章1(1)	衛星測位に係る施策の推進体制の見直し等の検討	衛星測位に関する施策の推進体制については、必要に応じて、平成20年5月に成立した宇宙基本法及びそれに基づいて設置される宇宙開発戦略本部での議論や、平成21年6月に策定された宇宙基本計画等を踏まえつつ、地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討する。	推進会議	準天頂衛星システム計画の進捗状況も踏まえながら、計画の推進に支障が生じない時期までに見直し等を進める。		○
(国と地方公共団体との連携・協力)							
3	1章1(2)	国と地方公共団体との連携	地理空間情報の活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議等を開催し、連携を図る。	国土交通省	各都道府県と連携を図るため、担当者会議等を平成20年度から実施する。		
4	1章1(2) 1章5 2章3(2)	統合型GISの普及・啓発の推進	統合型GISの整備を促進するにあたって、地方公共団体と連携してセミナーを開催する。	総務省	継続的に実施する。		
5	1章1(2)	国と地方公共団体等の連携による基盤地図情報の整備	基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等について国と地方公共団体が連携し、基盤地図情報・デジタル画像情報の整備、適時の更新及び提供を行う。	国土交通省	平成23年度までに市街化区域・市街化調整区域において、基盤地図情報・デジタル画像情報を整備し、基本測量及び公共測量を基に随時更新・提供を行う。		
(産学官の連携)							
6	1章1(3)	地理空間情報産学官連携協議会の開催	地理空間情報高度活用社会の実現に向け、広く産学官の関係者、有識者の参画する地理空間情報産学官連携協議会を開催する。	推進会議	引き続き、地理空間情報産学官連携協議会を開催する。		
7	1章1(3)	新産業創出への貢献	地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。	経済産業省	地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進をgコンテンツ流通推進協議会等の民間団体等と協力しつつ推進する。		
8	1章1(3)	JIS原案作成委員会への参画	官民の関係者からなるJIS原案作成委員会を国内審議団体と連携して開催し、地理空間情報に関する標準のJIS化に向けた検討に参画する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子 Place Identifier (PI) のJIS化を図る。(経済産業省) ・ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。(国土交通省)		
9	1章1(3)	「G空間EXPO」の開催の検討	「G空間EXPO」の開催について産業界・学界と連携して検討する。	推進会議	平成22年9月の開催に向け、引き続き産業界・学界と連携して開催内容の検討を行う。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
2. 調査・研究等の実施							
10	1章2	地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度に作成した個人情報保護・二次利用促進に関するガイドライン素案について、実用性の観点から検証を行う。		
11	1章2	国の安全に及ぼす影響に関する調査・研究	地理空間情報の提供・流通における、国の安全の観点から配慮すべき事項に関する調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度の調査結果を踏まえ、平成22年度も引き続き、地理空間情報のうち、地図や空中写真等に関する、国の安全の観点から配慮すべき事項について検討する。		
12	1章2 2章2 (2)	整備・更新手法及び品質評価等に関する調査検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報の整備、更新、管理などを効率化する研究を行う。	国土交通省	平成22年度までに、策定した手引き等の普及、啓発により基盤地図情報の利活用推進を図る。		
13	1章2	工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。	国土交通省	平成21年度までに行ったプロトタイプによる部分更新の実験をふまえ、平成22年度に更新マニュアルの作成を行う。		
14	1章2	屋内外シームレス測位技術の開発	GPS、ICタグ等を活用して、屋内外のシームレス測位が容易に行える技術を開発する。	国土交通省	平成22年度までに、屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。		
15	1章2	屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備	衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES (Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、当該技術の利用拡大のための普及啓発を行う。	文部科学省	IMESの技術仕様(準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(宇宙航空研究開発機構(JAXA)が平成20年6月に1.0版を公開、平成21年7月に1.1版に改訂)の付録に記載)について、必要に応じて更新を実施する。		
16	1章2	位置情報認証技術の研究開発	高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするために、基準座標系の高精度化、測位における距離基準計測、位置情報認証の基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総務省	平成22年度までに基盤技術を確立する。		
17	1章2	地球観測衛星の継続的な開発	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用実証を通じてリモートセンシング技術や画像処理技術の高度化を図るとともに、分解能の向上などレーダや光学センサの高度化に必要な研究開発を行う。	文部科学省	継続して研究開発を実施することにより、リモートセンシング技術等の高度化を図る。		○
18	1章2	ユビキタス空間情報基盤技術の研究開発	場所情報の管理・提供をコンピュータネットワーク上で容易に扱うことを可能とする基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総務省	平成22年度までに基盤技術を確立する。		
19	1章2	地理空間情報の高度利活用の研究開発	時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。	国土交通省	平成22年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
20	1章2	動線解析プラットフォームシステムの開発	都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ(四次元GISデータ)を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。	国土交通省	平成21年度までに行ったプラットフォームの改良をふまえ、平成22年度に政策評価におけるITを用いた動線データ活用方策をとりまとめる。		
21	1章2	GEO Gridの推進	衛星等によって入手された画像データを有効活用するための大容量データ処理技術の開発及びインフラ整備を行う。 インフラ整備の一環として、効率的にペタバイト級の地球観測衛星のデータアーカイブシステムを構築する。	経済産業省	平成22年度までに基本システムを完成し、その後も普及を継続する。		○
22	1章2	G空間プロジェクトの推進	地理空間情報を活用した新たな産業・サービスの創出と発展に向けた取組を実施する。	経済産業省	平成25年までに誰もが地理空間情報を利用し、楽しむことができるような社会の実現を目指し、地理空間情報の利活用を促進するための流通基盤の整備、生活や産業における利用の高度化、測位衛星等からの位置情報を有効活用できる環境の整備等を行う。		
153	1章2	防災見える化の推進	災害リスク情報等の防災上役立つ情報について関係者が一目で理解できるようにするとともに幅広い応用も可能にすることを目的とした「災害リスクの見える化」を推進するため、産官学の関係者を集めた検討会を実施し、災害リスク情報に係るデータ作成ガイドラインや標準インターフェース仕様(アプリケーション・プログラム間でデータの取り出し等について共通の動作が行われるようにするデータ変換等の仕様)等の検討、情報の利活用の促進を図る上で必要なオントロジー(体系化された情報の区分設定と共通名称の付与)を構築する。また、災害対応物資・機材等のロジスティクス情報等を関係者が共有できるようにする「現場見える化」の検討を行う。	内閣府	地理空間情報産学官連携協議会の下でワーキンググループを開催するなどにより、産学官が連携して「防災見える化」の推進に向けた検討を行う。		
154	1章2	eクリエイション空間実証実験事業の推進	地域やビル構内に偏在する様々な情報を利用した地域活性化、コンテンツ市場創造及び、子供からお年寄りにとって安全安心な街づくりを推進するため、個人のニーズにきめ細かく応えるサービス基盤技術に電波、照明技術などを組み合わせた実証事業を行うと共に、実現に必要な国際標準化、インフラ規制緩和等制度的課題抽出を行う。	経済産業省	平成20年度の実証プロジェクトの結果をもとに、平成23年度までには、実証プロジェクトを全国に展開する。		
155	1章2	次世代地球観測センサ等の研究開発	衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査、農業利用、森林・環境監視等の利用技術研究開発を行う。	経済産業省	平成23年度までに空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境監視等の利用技術開発を行う。		○

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
156	1章2	土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究	LP(レーザープロファイラ)データ等を活用し、洪水時の侵食や堆積等土砂移動を正確に予測し、沿川の治水安全度評価を高度化する手法を検討する。	国土交通省	平成 21 年度に検討した地形調査手法を踏まえ、平成 22 年度は治水安全度評価まで一連の検討手法を一次構築し、課題を抽出する。平成 23 年度までに課題を解決するとともに実態調査法から安全度評価までを含めた治水安全度評価手法を検討する。		
173	1章2	サービスモデル普及のための運用ルール等に関する調査	地理空間情報を活用したサービス実現に向けた課題の抽出及び、全国的な展開が可能となる活用のためのルールや技術等に係る検討を行う。	国土交通省	平成 22 年度に調査協力地域と連携し、検討を行う。		
174	1章2	高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発	デジタル空中写真撮影や航空レーザー計測等の次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析や、山地災害発生時の影響度の推測を行うための技術開発を実施し、施策展開に向けた実用化を図る。	農林水産省	平成 24 年度までに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い調査・分析手法に係る実用化技術を開発する。		
175	1章2	GISを用いた圃場配置と稲栽培情報の統合化及び指標化	市町村程度の地域スケールを対象とし、組み換え作物が栽培された場合の交雑率を推定するために必要な圃場環境空間データモデルを、GISを用いて構築する。さらに、この空間データモデルを用いて交雑率を推定するための、指標を開発する。	農林水産省	平成 22 年度までに圃場環境空間データモデルを構築し、交雑率推定のための指標の有効性を検討する。		
3. 知識の普及等							
(セミナー等の開催)							
23	1章3	地理空間情報の利活用促進のためのセミナーの開催等	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を開催する。またGISの普及のためのパンフレットを作成する。	国土交通省	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で毎年実施する。また、各種団体が実施するセミナー、研修等に講師、講演者等を派遣する。		
24	1章3	地域における中核組織と連携した知識の普及	地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織と連携したセミナー等の開催や、地域ブロック別などで国とこれらのような中核組織が連携を図るための検討を行う。	国土交通省	地域ブロック別などで国と地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織の連携を図り、意見交換会・協議会等を開催する。		
(インターネットによる情報提供)							
27	1章3	政府のGISポータルサイトの充実	GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトの運用を継続する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	GISポータルサイトの内容を充実させる。		
28	1章3	地理情報共用Webゲートウェイの構築	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェイスの普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	平成 22 年までに政府の主要なウェブGISサイトに接続する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
29	1章3	官民連携ポータルサイトに関する検討	民間と連携して官民の情報を総合的に提供するポータルサイトの構築について検討する。	国土交通省	構築運用体制を含め、ポータルサイトの公開に向けた検討を行う。		
4. 人材の育成							
30	1章4	地理空間情報の活用を担う人材育成の推進	測量士及び測量士補のあり方及び測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加することについて検討する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	国土交通省	平成21年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加している。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、引き続き、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。		
31	1章4	大学等と連携した地理空間情報に関する教材の開発・普及	地理空間情報の活用方法について、大学等と連携したカリキュラムの提供及びテキストの作成等を行い、大学等や地域において地理空間情報の活用を担う人材の育成を推進する。	国土交通省	完成したテキストの高度化を図り、普及方策等の検討を行う。		
158	1章4	教育分野への地理空間情報の活用推進プロジェクト	初等中等教育において利用できる、地理空間情報・GISを活用した学習プログラム等を作成する。	国土交通省	平成23年度までに学習プログラム等を作成する。		
5. 行政における地理空間情報の活用							
(国における活用)							
32	1章5 2章3 (1)	防災情報共有プラットフォームの整備	防災関係機関が有する防災情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスし、入手することが可能となることを目指した共通基盤を整備する。	内閣府 関係府省	システムの運用を継続的に実施する。		
33	1章5	犯罪情報分析におけるGISの活用	犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査(犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査)等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。	警察庁	情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。		
35	1章5	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	平成22年度までに、データベースを更新する。		
36	1章5	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。		
37	1章5	地質資源情報の電子化	鉱物、燃料、地熱等の地質資源に関わる情報を、GIS化したデータベースとして整備する。石油等の資源開発及びこれに関連する環境管理等での地球観測衛星データの利用技術においてGISを活用する。	経済産業省	出版済みの各種地質資源図を電子化して整備を図る。		○
38	1章5	国立・国定公園総点検事業	全国の国立・国定公園について、科学的データに基づき、指定状況等の総点検を実施する。	環境省	平成23年までに、全国の国立・国定公園の総点検を実施。その後、成果を活用して引き続き公園計画の点検を実施する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
159	1章5	水稲作付面積調査における衛星画像活用事業	水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするため、衛星画像データとGISデータ(水土里ネット)を活用した面積求積手法の開発を行う。	農林水産省	水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするための手法を開発する。		
160	1章5	大深度地下利用に関する情報の整備	事業者等が個別に保有している鉄道等の地下の埋設状況等、地下情報のワンストップサービス化を図るため、大深度地下に関する情報システムの整備を行う。	国土交通省	平成22年度までに三大都市圏の地下情報を整備し、継続的に管理・運用する。		
(地方公共団体における統合型GIS導入促進)							
39	1章2章2(2)3(2)	統合型GISの技術的支援	基盤地図情報を用いた地理空間情報の整備・更新など地理空間情報の電子的整備・更新に対して、講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーなどの技術的支援を行う。	国土交通省	講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーを開催する。		
40	1章52章2(2)3(2)	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	継続的に実施する。		
6. 国際協力の推進							
(会議等への参画)							
41	1章6	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子 Place Identifier (PI) の国際規格化を図る。(経済産業省) ・国際規格の規格策定作業として、国内委員会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図る。(国土交通省)		
42	1章6	海外技術協力の推進	国連アジア太平洋地域地図会議、アジア太平洋GIS基盤常置委員会等の国際的な地理空間情報活用活動を積極的に推進していく。	国土交通省	国連アジア太平洋地域地図会議に政府代表として参加するとともに、同会議の決議に基づき常設された同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協調に関する技術的・政策的協議をするための会議、委員会を推進していく。		
(データ整備・提供等)							
43	1章6	国際GNSS事業(IGS)への参加	国際GNSS(Global Navigation Satellite Systems)事業等が実施する国際測地観測等への参加を行う。	国土交通省	登録局を安定的に運用するとともに、平成22年を目標に父島観測局を移転登録する。		
44	1章6	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	平成24年度までに地球地図第2版を整備する。		○
45	1章6	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会(Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する。国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	平成22年までに東・東南アジア地質図を作成する。OneGeologyプロジェクトに参加してその推進に貢献する。		○

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
46	1章6	「センチネル・アジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供	Web-GISを用いて地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。	文部科学省	従来の活動を継続して実施するとともに、海外衛星との連携等の実施により、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進する。		○
176	1章6	気候変動・防災対策の総合的推進	地球地図のグローバルスタンダード化を行うことにより、関係諸国の気候変動対策の立案能力の向上を図り、気候変動対策において国際社会における主導的役割を發揮する。	国土交通省	気候変動の緩和・適応策に関する議論や政策決定過程において、地球地図に各種データを組み合わせて解析したモデル事例を作成する。また、地球地図をインターネット上で簡単に利用できるツールの試験運用を開始する。		

第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策

1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及

(地理情報の標準化)

47	2章1(1)	地理情報標準の整備	ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。また、適時にJPGISを改定するとともに、GMLを地理情報標準に統合する。		
48	2章1(1)	地理情報標準を使用した基盤地図情報の整備・提供	基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を図る。	国土交通省	基盤地図情報は地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する。		
49	2章1(1)	地理情報標準の普及	地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。	国土交通省	地理空間情報の標準化の普及・啓発活動として、毎年全国でセミナーを開催するほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて提供する。		

(地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等)

50	2章1(2) 2(1)	地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報を基準に整備した地理空間情報の位置的整合性の検証を実施し、地理空間情報の位置的整合性を担保する方法を検討する。	国土交通省	平成22年度までに検討を行い、技術的支援を開始する。		
52	2章1(2)	地理空間情報を容易に組み合わせて利用する方法の検討	既存のWebサーバに所有されるデータを重畳的に表現可能にするツール(SVGなど)に関する動向調査等を行う。	経済産業省	SVGを使った地図表現については、平成22年度に目途にJIS制定を推進する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
53	2章1(2)	地理識別子体系等の調査検討	地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子の体系等に関する調査検討を実施する。また、共有した地理空間情報を容易に組み合わせて利用する際のキーの一つである地名コードについて検討する。	国土交通省	平成22年度も引き続き、地名コードについて検討を実施する。		
54	2章1(2)4(1)	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。		
55	2章1(2)4(2)	地理空間情報を扱う際のデータの二次利用に関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報を扱う際の(データの二次利用に関する)実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。		
56	2章4(3)	国の安全の観点から配慮すべき事項についての適切な枠組みの構築	国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る。	推進会議	適切な枠組みを構築する。		
57	2章1(2)	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流通が図られていない地図や統計データ等の歴史的資料の活用方策についても検討する。	国土交通省	過去のデータ整備の防災、国土管理、地域活性化等への利活用について引き続き検討する。		
152	2章1(2)	日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備	我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。	国土交通省	平成23年度までに、水資源情報の体系的な情報収集・提供システムの整備を図る。		
162	2章1	都市・地域の基礎的データ収集・利活用方策検討調査	都市計画の評価やそれを踏まえたPDCAサイクルを支える根拠として、都市計画基礎調査の位置づけを強化し、より効果的な都市計画の実現を図るため、都市計画基礎調査ガイドランス(調査編、分析編、利活用編)を取りまとめる。	国土交通省	平成23年度までに、都市計画基礎調査ガイドランスを作成する。		
(基盤地図情報の整備のための基準等の普及)							
58	2章1(3)	公共測量に係る作業規程の準則の普及促進	平成20年3月に改訂した公共測量に係る作業規程の準則を普及するため、測量法第35条に基づき公共測量の年度計画を把握するとともに実施計画書の提出を促し、適切な技術的助言の実施及び成果提出の促進を図る。	国土交通省	毎年、年度計画の把握等を行う。		
2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進							
(主題図等)							
59	2章2(1)	主題図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データを増加させる。		○

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
60	2章2(1)(3)	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	毎年度整備・更新を行った情報をインターネットでダウンロード可能とする。		
61	2章1(1)2(1)(3)	地質情報の整備	防災(地震動、土砂災害等)や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	平成22年度までに各種地質図幅類を、5万分の1地質図幅については国土の74%を、20万分の1地質図幅においては100%を、海洋地質図においては日本周辺海域の96%をカバーする。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続する。		○
62	2章2(3)	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成22年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。		
63	2章2(1)	地すべり地形分布図の電子化	日本全国の地すべり地形分布図を作成し、Webで公開する。また、WMSを用いて各種地理データとの重ね合わせを実現させるため、世界測地系への変換を早急に行うとともに、WFSへの対応を検討する。	文部科学省	平成27年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。		
64	2章2(1)(3)	火山地質図、活断層図等の電子化	火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、当該火山に関する各種データを集積して解説を加えた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合する。	経済産業省	平成22年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山研究解説集2件を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。		○
65	2章2(3)	環境GISの整備運用	環境の状況等に関するデータをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。	環境省	環境の状況等に関するデータを逐次更新する。		
66	2章2(1)	生息環境情報調査	環境との調和に配慮した土地改良事業の推進と農村環境の保全形成に資するため、広域農業地域を対象に生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備する。	農林水産省	平成23年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。		
67	2章2(1)(3)	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。また、学術研究や自然環境モニタリングに資するため、国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧やダウンロードサービスを行う。	環境省	2万5千分の1植生図について、平成24年3月までに国土の約6割整備・提供する。また、平成22年度までにサンゴ礁の分布図を作成する。		
68	2章2(1)	国有林における数値地図情報の更新	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の数値地図情報の更新が完了するよう計画的に毎年地図情報を更新する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
69	1章5章2(1)(2)3(2)	水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報やオルソ画像を整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。	農林水産省	平成22年度まで全国的な地図情報を整備する。		
70	2章2(3)	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。		
71	2章2(3)	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。		
72	2章	国有財産情報公開システムの運用	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。	財務省	毎年度継続的に行う。		
73	2章2(3)	取引価格等土地情報の整備・提供の推進	土地市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して土地取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行なう。	国土交通省	継続的に更新・提供を行う。		
163	2章2(3)	環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)の整備運用	大気汚染等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。		
164	2章2(3)	環境省花粉観測システム(はなこさん)の整備運用	花粉等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。		
(地形図)							
74	2章2(3)	数値地図25000の更新、提供	数値地図25000の更新、提供(刊行、インターネット提供)を引き続き実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施する。		
(地名情報)							
75	2章2(1)(3)	街区レベル位置参照情報等の整備・更新・提供	街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、大字・町丁目の位置参照情報を整備し、更新する。	国土交通省	毎年度更新する。		
(海域の地理空間情報)							
76	2章2(1)	海域の地理空間情報の整備	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。	○	
(統計情報)							
77	2章2(1)(3)	統計GISの拡充	政府統計共同利用システムにおいて政府統計に関連する情報全体の窓口となる「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上に統計地理情報システム(「地図で見る統計」(統計GIS))を整備し、各府省が保有する地域統計データの同システムへの掲載及び境域情報の整備を行い、各府省が作成した統計情報を提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
78	2章2(1)	統計の二次的利用の推進	平成21年4月1日に全部施行された統計法、法に基づき策定された統計の二次利用に関する各種ガイドライン及び政府として統計の整備方針を定めた、公的統計の整備に関する基本的な計画(「基本計画」)に基づき、統計の二次利用の推進を図る。	総務省	継続的に実施する。		
(空中写真)							
80	2章2(1)	国有林における空中写真撮影	国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の撮影を完了するよう計画的に毎年撮影を実施する。		
81	2章2(1)	国土の周期的な撮影	平地を主とする地域及び離島の周期的な撮影を行う。	国土交通省	概ね10年周期で撮影を行う。	○	
83	2章2(3)	航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実	国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を増やす等の取組を充実させる。	国土交通省	接続機関を毎年増加させる。		
(衛星画像)							
84	2章2(1)	衛星画像の整備・提供(ASTER)	資源探査用将来型センサ(ASTER)による衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成22年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。		○
85	2章2(1)	衛星画像の整備・提供(だいち)	平成18年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサPALSARによる衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。	経済産業省	平成22年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。		○
86	2章2(1)(2)	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。	文部科学省	衛星の運用及び利用実証実験を継続することにより、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。		○
(基盤地図情報)【基盤地図情報の整備・更新・提供】							
87	2章2(1)(2)	電子国土基本図の整備・更新	基盤地図情報と整合の取れた地図情報、デジタル空中写真を利用したオルソ画像(地図と重ね合わせ可能な写真)、居住地名や自然地名など位置を検索するためのキーとなる地名情報を整備・更新する。	国土交通省	国土の変化を捉え適時に地図情報の更新を行う。平成23年度までに、市街化区域・市街化調整区域内のオルソ画像を整備する。国土を構成する島等の地名情報を整備する。		
88	2章2(2)	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子化を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。		
89	2章2(2)	地方公共団体への技術的支援	地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、技術的支援を行う。	国土交通省	引き続き、公共測量作業計画に対し技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い結果を通知する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
90	2章2(2)	基盤地図情報の整備・更新	基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成する。	国土交通省	平成23年度までに全国の基盤地図情報を概成する。		
91	2章2(3)	基盤地図情報の提供	国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000相当の基盤地図情報を平成20年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。	国土交通省	平成20年度より、基盤地図情報のインターネットによる無償提供を開始した。平成22年度以降も引き続き、初期整備・更新作業の完了したデータを順次、提供する。		
92	2章2(3)	ワンストップサービスのシステム構築	国及び地方公共団体が公共測量において整備する各種の基盤地図情報を円滑に流通させるため、その所在を検索することができるクリアリングハウスの充実等を図るとともに、ワンストップで提供するサービスを関係機関と連携して実施する。	国土交通省	測量成果をワンストップで提供するサービスを平成22年度までに開始する。		
165	2章2(2)	基盤地図情報の法定図書への活用方策の確立	基盤地図情報を用いた法定図書作成に関する作業マニュアル等についての検討を行う。	国土交通省	基盤地図情報を用いた法定図書作成マニュアルを平成22年度までに作成する。		
(基盤地図情報)【地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進】							
94	2章2(2)	地籍調査の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。	国土交通省	全国的に地籍情報の整備を進める。		
95	2章2(2)	登記所備付地図及び公図の電子化	登記所備付地図及び公図の電子化を行う。	法務省	平成22年までに電子化を完了する。		
96	2章2(2)	地籍整備	不動産登記法に基づく筆界特定制度(筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界(筆界)を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。)や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進していく。	法務省	地籍の明確化を継続して実施する。		
177	2章2(2)	都市部官民境界基本調査	通常の地籍調査に先駆けて、国が地籍調査の前提となる官民の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を調査する。	国土交通省	地籍調査の実施が困難な都市中心部等において、地籍調査の推進を図る。		
178	2章2(2)	地籍整備推進調査(都市再生街づくり支援調査)	地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用する仕組みである国土調査法第19条第5項指定制度の申請を促進するため、都市部において民間開発や各種公共事業等を行う場合に、それに伴い実施される境界情報の整備に必要な調査・測量費用の一部を、国が補助する。	国土交通省	都市部において遅れている地籍整備の進捗を図る。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
179	2章2(2)	山村境界基本調査	山村地域において、境界に関する情報を簡易な手法で早急に保全するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全する。	国土交通省	土地所有者等の高齢化や村離れが進み、土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。		
180	2章2(1)	土地分類基本調査(土地履歴調査)	土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴等とともにわかりやすく提供する。	国土交通省	緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部において調査を実施する。		
(基盤地図情報)【民間測量成果の活用方策の検討】							
97	2章2(2)	民間測量成果の活用	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。	国土交通省	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、引き続き公共測量における民間測量成果の利活用について運用する。		
(基盤地図情報)【基準点情報の維持管理等】							
98	2章2(2)	セミ・ダイナミック補正の推進	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正(基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法)を推進する。	国土交通省	セミ・ダイナミック補正に必要な地殻変動補正パラメータを作成し毎年公開する。		
99	2章2(2)	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。	国土交通省	平成22年度内の運用を目指し、平成22年度末までにデータの信頼性確保のため、データベースの点検作業を実施する。また、閲覧サービスの利便性向上のため、システムの高度化を図る。		
100	2章2(2)	インテリジェント基準点の整備の推進	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用の高度化に努める。	国土交通省	平成24年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。		
101	2章2(2)	離島の位置情報基盤整備	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。	国土交通省	平成20年度から平成21年度までに当初目標の3島について基準点を整備した。平成22年度から平成24年度末までに基準点が未設置の離島のうち2島について基準点を整備する。	○	
102	2章2(2)	公共測量成果の世界測地系への移行促進	世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象とした担当者会議等において指導、啓発を行う。	国土交通省	引き続き、世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表する。		
(基盤地図情報)【整備・更新に関する情報提供】							
103	2章2(3)	基本測量及び公共測量の実施情報の提供	基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。	国土交通省	引き続き、インターネット等により情報提供を行う。		
(ウェブマッピングシステムによるデータ提供)							
104	2章1(2)2(3)3(1)	電子国土Webシステムの機能拡充と普及	国民がWebGISを利用して容易に情報の公開や共有をすることができる電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の拡充と普及を図る。	国土交通省	引き続き電子国土Webシステムのサービスを提供するとともに機能の拡充と普及を図っていく。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
105	2章1 (2) 2(3) 3(1)	国土地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームを整備・更新して、省内外で広く共有するための仕組みを構築する。	国土交通省	平成21年度までに先駆的導入を行ったことを受け、平成22年度の普及を目指す。		
106	2章2 (3) 3(1)	国土情報ウェブマッピングシステムの拡充	国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。	国土交通省	引き続き運用し、毎年データを拡充する。		
107	2章2 (3)	地理情報標準に準拠した府省横断的地理情報カタログ・配信システム(GEO Grid SDK)の構築	各機関に分散して管理されている地理空間情報に係わるデータセットを、効果的かつ効率よく検索するために、その検索方法を地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-W対応に置き換え、データ管理者のポリシーを考慮した上でデータをインターネットにて提供・流通させるために、OGC(Open Geospatial Consortium)およびOGF(Open Grid Forum)に準拠したソフトウェア(ツールキット)を開発し、標準的なWMSやWPSによるデータの利活用を図る。	経済産業省	地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-Wを用いた実験をASTERデータに対して行う(3年:H20-22)。また、地理情報データが整備(メタ情報同時作成)されてから2年以内にメタ情報カタログの整備をする。		○
(地方公共団体への支援等)							
108	2章2 (3)	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警察庁	交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。		
109	2章2 (3)	地理空間情報の提供・流通に関するルールの普及啓発	基盤地図情報に関する省令・告示、地理空間情報の提供・流通に関するルール等について、全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	国土交通省	基盤地図情報に関する省令・告示について、全地方公共団体や関係機関等へ必要に応じて引き続き周知する。また、地理空間情報の提供・流通に関するパンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。		
110	2章1 (2) 2(1)	ヘルプデスクによる技術的支援	地理空間情報の電子的整備・更新に関する技術的支援方策の検討を実施し、一元化した基盤地図情報問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。	国土交通省	問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。		
167	2章2	防災関連情報基盤の構築によるハザードマップ普及促進	地震ハザードマップの作成率向上に向けた、地震被害想定データの仕様の統一化および地震被害想定ポータルサイトの構築を実施することにより、地方公共団体によるハザードマップの作成および住民周知を促進する。	内閣府	地震被害想定データの仕様の素案を基に、統一的なフォーマットでハザードマップを作成できるようにするための環境整備を実施することにより、より分かりやすいハザードマップの普及を促進し、国民に「備え」の行動を促進させる。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
3. 地理情報システムの活用の促進							
(国における活用)							
111	2章3(1)(2)	災害リスク情報プラットフォーム	国・地域・個々人の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・提供を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築し、一般への情報提供を開始する。		
113	2章3(1)	文化遺産オンライン構想の推進	災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築する。		
114	2章3(1)	生物多様性情報システム等の整備・活用推進	生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、保全のための基礎データを整備するとともに、これらの閲覧やダウンロードサービスを行うことで、学術研究や自然環境モニタリングに資する。	環境省	WebGISを活用したデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービスを開始する。		
116	1章5 2章3(1)	国土計画等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。		
117	2章3(1)	産業振興に資する地理情報共用Webゲートウェイの構築	様々な情報提供サービスに必要なウェブマッピングシステムの提供、改良を進め、国際標準化に貢献し、産業技術力強化を図る。具体的には、オープンソースによるWebGIS基幹部としてWMS/WFS/CS-Wの独自ミドルウェアを開発。特に画像データベースへの高速アクセス、並列・マルチスレッド・マルチストリーム処理による高性能化を図る。また、データのセキュリティ(アクセス認可)について、データ発信者が策定したポリシーに忠実に従う機能を付与する。	経済産業省	オープンソースソフトウェア(FOSS4G)などの高性能化、セキュリティ対応を図る(3年:H21-23)。Webベースでのデータ解析等のサービス(WPS)を整備することで、インターネットを通じてのソフトウェア機能の提供(SaaS的な利用)を普及させる(3年:H21-23)。多種多様なデータ統合を普及させるために国際標準OGC(Open Geospatial Consortium)に準拠したOGC Web Service Phase 6 (OWS-6)およびその後継プロジェクトと協力して進める。		○
168	2章3(1)	総合交通分析システムの機能更新・拡充	総合交通分析システムにおいては、地理情報システムを活用することにより、経路探索結果を分析・図化することが可能となっている。システムを提供するにあたり、道路ネットワーク等の地理空間情報を定期的に更新、拡充している。	国土交通省	継続的に機能更新・拡充を行う。		
(地方公共団体等における活用促進)							
120	2章3(2)	森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成23年度までに47都道府県に森林GISを整備する。		
169	2章3(2)	衛星画像を活用した損害評価方法の確立	水稲共済について、衛星画像及びGISデータを活用した損害評価方法の確立を図る。	農林水産省	衛星画像を活用した損害評価方法について、平成26年度からの全国的な本格導入を図る。		○

整理番号	基本計画 該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本 計画掲載 施策	宇宙基本 計画掲載 施策
第3章 衛星測位に関する施策							
1. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等							
(システム運営主体との連絡調整)							
121	1章6 3章1 (1)	日米GPS会合	1998年の日米首脳声明に従い定期的に開催されるGPSの利用に関する重要事項を検討・討議するための会合を開催する。	外務省 関係府省	引き続き会合を開催し、必要な調整を行っていく。		
122	1章6 3章1 (1)	国際衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムへの参画	国連宇宙空間平和利用委員会(COPIUOS)において設立された衛星航法システムに関する国際委員会は、関心国・組織により、衛星測位に関する情報交換等をボランティアベースの活動として実施しているが、当該会合に参画し、関係各国の衛星測位システムの開発・利用状況について情報収集を行うとともに、衛星測位システムの運用機関(プロバイダー)との連携を深める。	関係府省	我が国としても引き続き参画し、国際動向等について情報収集を行うとともに、各国との連携を深める。		
(衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等)							
123	3章1 (2)	衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供	関係府省の担当者から構成される地理空間情報活用推進会議衛星測位ワーキンググループにおいて、国内の利用者のニーズを踏まえて、米国GPSの運用等に関する情報を、必要な利用者へ的確に伝わるようなシステムの在り方について検討し、その結論に基づき必要な措置を講ずる。	推進会議 (衛星測位 ワーキング グループ)	推進会議(衛星測位ワーキンググループ)において検討を進める。		
2. 衛星測位に係る研究開発の推進等							
(基礎的・基盤的な研究開発等の推進)							
125	3章2 (2)	GPSを利用した航空機の高精度航法システムに関する研究	GPS受信端末と機上慣性航法装置とを複合した航空機用の超小型航法装置(位置センサ)及びそれを利用した高精度・高信頼航法システムの研究開発を推進する。	文部科学省	平成24年までに、精密進入を可能とするレベルの技術実証を行う。		
170	3章2	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発	大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。	経済産業省	平成23年度までに、光学分解能:0.5m未満(軌道高度:500km)、データ伝送速度:800Mbps、質量:約400kg、開発・製造コスト:従来の約15分の1、開発期間:従来の約3分の1を達成する。		
(準天頂衛星システム計画の推進)							
126	1章1 (3) 3章2 (3)	初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証等	準天頂軌道の衛星システム計画に関し、所要の研究開発を実施するとともに、1機の準天頂衛星を打ち上げ、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省による技術実証、民間、府省等による利用実証を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省	準天頂衛星初号機の打ち上げ、初期機能確認運用の後、平成22年度から技術実証等を1年間程度行う。		○

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
127	3章2(3)	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等	準天頂衛星システム(QZSS)に対応するユーザ受信端末(カーナビ、携帯電話等)やユーザアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインターフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書」を作成、公開する。	文部科学省	平成20年に作成、公開し、平成21年に改訂した仕様書(1.1版)について、必要に応じて更新を実施する。		
(国の機関等による衛星測位の利用の取組)							
128	3章2(4)	大規模災害時等における政府の危機管理体制の強化	ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位を利用したヘリコプターテレビシステム等を継続して活用する。		
129	3章2(4)	捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用	捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位の利用を継続する。		
131	3章2(4)	自衛隊による衛星測位の利用	航空機、艦船等の航法等に衛星測位を利用する。	防衛省	衛星測位の利用を継続する。		
132	3章2(4)	登記所備付地図作成	登記所備付地図作成に衛星測位を利用する。	法務省	衛星測位を利用した登記所備付地図作成を継続して行う。		
133	3章2(4)	衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等	衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。	文部科学省	平成18年1月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)に続き平成20年度以降の打上予定の周回衛星等においても衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を実施する。		
134	3章2(4)	活断層調査の総合的推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成23年度までに神縄・国府津-松田断層帯、平成24年度までに上町断層帯の評価の高度化に資する。		
135	3章2(4)	地震調査研究の重点的推進	衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成26年度までに海底GPSを用いた海底地殻変動観測技術の高度化を図る。		
136	3章2(4)	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成24年度までに東北日本の日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。		
137	3章2(4)	漁船位置情報管理・分析	漁船の位置等を衛星測位システムを介して自動的に取得するシステム(VMS)を運用・改修する。	農林水産省	平成19年度かつお・まぐろ漁船全船の位置取得を達成。かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、必要に応じて随時システムの改修を行う。		
138	3章2(4)	海亀等の回遊経路の把握	対象海洋生物の回遊経路を把握するため、海亀等の生体を捕獲後タグを装着し、行動を追跡する。	農林水産省	平成22年度まで調査を実施する。		

整理番号	基本計画該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本計画掲載施策	宇宙基本計画掲載施策
139	3章2(4)	有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で漁業関係者等に提供する(予算上の事業年度は平成24年度末)。		
140	3章2(4)	水稲移植作業及び収穫作業の自動化による超省力作業システムの開発	ほ場内にオペレータが入ることなく、水稲作の耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。	農林水産省	平成22年までに、ロボット化したトラクタ、田植機、管理機、コンバインを利用して人-機械協調作業体系のプロトタイプを開発する。		
141	3章2(4)	農地・農村の防災技術の高度化	高精度衛星測位と無人ヘリ等を用いた中山間農村地帯における災害の調査・監視技術等を開発する。農地地すべり監視のための衛星測位技術の利用とその高精度化を進める。	農林水産省	平成23年度までに中山間地域の農地災害監視に有効なGNSS監視システムの開発・運用を行う。また差分干渉合成開口レーダとの融合技術の適用性検証を行う。		
142	3章2(4)	広域収量モニタリングシステムの開発	コンバイン収穫質量測定装置(収量センサ、GPSユニット、表示・記録装置から構成されるもの)を利用し、ほ場地図上に収量情報をマッピングできる広域収量モニタリングシステムを開発する。	農林水産省	平成23年度までに圃場GIS情報を用いて収量計測を行う手法を確立する。		
145	3章2(4)	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	平成23年度までに、地理情報が少ない古い標本情報をさらに追加登録する。さらに、他のデータベース(土壌情報閲覧システムなど)と統合し、より利用範囲の広い農業環境インベントリーシステムを構築する。		
146	3章2(4)	衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発	鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。	農林水産省	平成22年度までに現地実証試験を行う。		
147	3章2(4)	海上保安庁における緊急通報118番(位置情報等)の受付体制	緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位を利用する。	国土交通省	引き続き、緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続する。		
171	3章2(4)	大規模営農支援システムの開発	「GISを利用した農作業履歴管理システム(FARMS)」を基礎とし、低価格GPSを搭載した農業機械の稼働状況モニタリング装置を継続利用して作業履歴の蓄積を効率的に行うシステムを開発する。また、開発システムを大規模経営体における現地実証的な試験に供し、効果を検証する。	農林水産省	平成23年度までに実証試験システムを開発し、大規模経営体での実証運用を開始する。		
181	3章2(4)	広域コントラクターのための携帯端末を利用した作業計画・管理支援システム	飼料イネの収穫・調整・集荷作業や堆肥散布など各作業を円滑に進めるため、GPS搭載携帯情報端末を利用した、記録すべき項目を自由に設定できる、広域コントラクター向け作業計画・管理支援システムを開発する。	農林水産省	平成24年までに同システムを完成させ、あわせてソフトウェアの配布等をできるようにする。		

整理番号	基本計画 該当箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携	
						海洋基本 計画掲載 施策	宇宙基本 計画掲載 施策
(衛星測位の利用のための情報提供)							
148	3章2 (4)	衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。		
149	3章2 (4)	衛星測位を利用した海上交通の安全確保	船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。		
150	3章2 (4)	衛星測位を利用した測定の効率化等(電子基準点測量)	GPSを用いた測定の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	国家基準点体系の維持と測定のための基準点として、安定的な運用を行う。	○	○
(地方公共団体及び民間における衛星測位の利用)							
151	3章2 (4)	携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進	衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	総務省	引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システムの導入を図る。		
172	3章2 (4)	エネルギーITS推進事業	省エネルギー効果の高いITSの実用化を促進する事業において、自動運転・隊列走行に関する要素技術開発を行い、その中でGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。	経済産業省	平成24年度までに、自動運転・隊列走行に必要なGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術を開発する。		

本計画は平成22年4月1日時点の施策をとりまとめたものである。